

令和3年2月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和3年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第16条関係 1 （略） 2 この条の第2項の勤務環境の検査について、 <u>検査を必要とする場所並びに検査</u> の項目及び回数にあっては次の表のとおりとし、規則別表第2第1号の業務	第16条関係 1 （略） 2 この条の第2項の勤務環境の検査について、 <u>検査</u> の項目及び回数にあっては次の表のとおりとし、規則別表第2第1号及び第3号の業務の行われる場所に

(同号 8 2 に掲げる物質に係るものを除く。) 及び同表第 3 号の業務の行われる場所において行う検査の測定方法にあつては作業環境測定基準（昭和 5 1 年 4 月 2 2 日労働省告示第 4 6 号）の規定の例によるものとする。この場合において、別表第 2 の 3 に掲げる物質の試料採取方法及び分析方法は、同表に掲げるとおりとする。

検査を必要とする場所	検査の項目	検査の回数
規則別表第 2 第 1 号の業務 ( <u>同号 8 2 に掲げる物質に係るものを除く。</u> ) の行われる場所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

別表第 2 関係

1 (略)

おいて行う検査の測定方法にあつては作業環境測定基準（昭和 5 1 年 4 月 2 2 日労働省告示第 4 6 号）の規定の例によるものとする。この場合において、別表第 2 の 3 に掲げる物質の試料採取方法及び分析方法は、同表に掲げるとおりとする。

検査を必要とする場所	検査の項目	検査の回数
規則別表第 2 第 1 号の業務 の行われる場所	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 (略)

別表第 2 関係

1 (略)

2 第1号1から86までに掲げる物質で、次の表の左欄に掲げるものは、主としてそれぞれ同表の右欄に掲げる物質をいう。

りん及びその化合物（有機りん剤を除く。）	りん酸及びその塩並びにりん化水素
(略)	(略)
硫化水素及びメルカプタン類	硫化水素及びメチルメルカプタン

2 第1号1から65までに掲げる物質で、次の表の左欄に掲げるものは、主としてそれぞれ同表の右欄に掲げる物質をいう。

クローム及びその化合物	クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩
りん及びその化合物（有機りん剤を除く。）	りん酸及びその塩並びにりん化水素
シアン及びその化合物（アクリロニトリル、トリレンジイソシアネート（TDI）及びオルト・フタロジニトリルを除く。）	シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム
(略)	(略)
硫化水素及びメルカプタン類	硫化水素及びメチルメルカプタン
ベンゼン及びその同族体	ベンゼン及びフェノール

		<p>ベンゼン及びその同族体のニトロ誘導体及びアミノ誘導体（第1号27に掲げる物質を除く。）</p>	<p>パラージメチルアミノアゾベンゼン及びパラニトロクロルベンゼン</p>
		<p>芳香族炭化水素のハロゲン置換体（三・三'-ジクロロ一四・四'-ジアミノジフェニルメタンを除く。）</p>	<p>オルト-ジクロルベンゼン、クロルベンゼン、ベンゾトリクロリド並びにペンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩</p>
		<p>脂肪族炭化水素のハロゲン置換体（塩化ビニル、一・二-ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二-ジクロロエタン（二塩化エチレ</p>	<p>一・一・一-トリクロルエタン、一・二-ジクロルエチレン（二塩化アセチレン）及び臭化メチル</p>

		<p>ン)、一・一  ・二・二一テ  トラクロロエ  タン(四塩化  アセチレン)  、ジクロロメ  タン(二塩化  メチレン)、  テトラクロロ  エチレン(パ  ークロルエチ  レン)及びト  リクロロエチ  レンを除く。  )</p>	
<p>有機溶剤(第  1号<u>8 2</u>まで  に掲げる有機  溶剤を除く。  )</p>	<p>アセトン、イ  ソブチルアル  コール、イソ  プロピルアル  コール、イソ  ペンチルアル  コール(イソ  アミルアルコ  ール)、一・  一・一一トリ  クロルエタン  、一・二一ジ  クロルエチレ</p>	<p>有機溶剤(第  1号<u>6 2</u>まで  に掲げる有機  溶剤を除く。  )</p>	<p>アセトン、イ  ソブチルアル  コール、イソ  プロピルアル  コール、イソ  ペンチルアル  コール(イソ  アミルアルコ  ール)、一一  ブタノール、  エチルエーテ  ル、エチレン  グリコールモ</p>

ン（二塩化アセチレン）、  
ブタノール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（ブチルセロソルブ）、エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）、N・N-ジメチルホルムアミド

ノエチルエーテル（セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（ブチルセロソルブ）、エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）、N・N-ジメチルホルムアミド、ガソリン、キシレン、クレゾール、コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む

、オルトージ  
クロルベンゼ  
ン、ガソリン  
、キシレン、  
クレゾール、  
クロルベンゼ  
ン、コールタ  
ールナフサ（  
ソルベントナ  
フサを含む。  
）、酢酸イソ  
ブチル、酢酸  
イソプロピル  
、酢酸イソペ  
ンチル（酢酸  
イソアミル）  
、酢酸エチル  
、酢酸ノルマ  
ルーブチル、  
酢酸ノルマル  
ープロピル、  
酢酸ノルマル  
ーペンチル（  
酢酸ノルマル  
ーアミル）、  
酢酸メチル、  
シクロヘキサ  
ノール、シク

。）、酢酸イ  
ソブチル、酢  
酸イソプロピ  
ル、酢酸イソ  
ペンチル（酢  
酸イソアミル  
）、酢酸エチ  
ル、酢酸ノル  
マルーブチル  
、酢酸ノルマ  
ループロピル  
、酢酸ノルマ  
ループンチル  
（酢酸ノルマ  
ループロピル）  
、酢酸メチル  
、シクロヘキ  
サノール、シ  
クロヘキサノ  
ン、石油エー  
テル、石油ナ  
フサ、石油ベ  
ンジン、テト  
ラヒドロフラ  
ン、テレピン  
油、トルエン  
、二ーブタノ  
ール、ノルマ

ロヘキサノン、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テトラヒドロフラン、テレピン油、トルエン、ニブタノール、ノルマルヘキサン、ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）  
、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン及びメチルー

ルヘキサン、ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）  
）、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン及びメチルーノルマルーブチルケトン



	ルマルーブチ ルケトン
酸、アルカリ その他の刺激 性物質及び腐 食性物質（エ チレンオキシ ドを除く。）	アンモニア、 塩化水素、硝 酸、ホスゲン 及び硫酸

3～13 (略)

別表第8関係

1～6 (略)

7 第28号の「除じん装置」、  
「排ガス処理装置」及び「排液  
処理装置」とは、それぞれ次の  
表に掲げるものをいう。

除じん装置	規則別表第2 第3号に掲げ る業務の行わ れる場所に設 置された除じ んのための装 置及び次に掲 げる有害物質 の粉じんを含 有する気体を 排出する装置 に設けられた 除じんのため
-------	--

酸、アルカリ その他の刺激 性物質及び腐 しよく性物質	アンモニア、 エチレンオキ シド、塩化水 素、硝酸、ホ スゲン及び硫 酸

3～13 (略)

別表第8関係

1～6 (略)

7 第28号の「除じん装置」、  
「排ガス処理装置」及び「排液  
処理装置」とは、それぞれ次の  
表に掲げるものをいう。

除じん装置	規則別表第2 第3号に掲げ る業務の行わ れる場所に設 置された除じ んのための装 置及び次に掲 げる有害物質 の粉じんを含 有する気体を 排出する装置 に設けられた 除じんのため
-------	--

の装置

アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）、アルファーナフチルアミン及びその塩、石棉、インジウム化合物、エチレンイミン、塩化ビニル、塩素、塩素化ビフェニル（PCB）、オーラミン、オルトトリジン及びその塩、オルト・フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロ

の装置

アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）、アルファーナフチルアミン及びその塩、石棉、インジウム化合物、エチレンイミン、塩化ビニル、塩素、塩素化ビフェニル（PCB）、オーラミン、オルトトリジン及びその塩、オルト・フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロ

ム酸及びその  
塩、クロロメ  
チルメチルエ  
ーテル、コー  
ルタール、五  
酸化バナジウ  
ム、コバルト  
及びその無機  
化合物、三酸  
化二アンチモ  
ン、三・三'ー  
ジクロロー四  
・四'ージアミ  
ノジフェニル  
メタン、ジア  
ニシジン及び  
その塩、シア  
ン化カリウム  
、シアン化水  
素、シアン化  
ナトリウム、  
ジクロルベン  
ジジン及びそ  
の塩、臭化メ  
チル、重クロ  
ム酸及びその  
塩、水銀及び  
その無機化合

ム酸及びその  
塩、クロロメ  
チルメチルエ  
ーテル、コー  
ルタール、五  
酸化バナジウ  
ム、コバルト  
及びその無機  
化合物、三酸  
化二アンチモ  
ン、三・三'ー  
ジクロロー四  
・四'ージアミ  
ノジフェニル  
メタン、ジア  
ニシジン及び  
その塩、シア  
ン化カリウム  
、シアン化水  
素、シアン化  
ナトリウム、  
ジクロルベン  
ジジン及びそ  
の塩、臭化メ  
チル、重クロ  
ム酸及びその  
塩、水銀及び  
その無機化合

物（硫化水銀を除く。）、トリレンジイソシアネート（TDI）、ナフタレン、鉛、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。）、ニッケルカルボニル、ニトログリコール、パラジメチルアミノアゾベンゼン、パラニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水素、ベータプロピオラクトン、ベリリウム及びその化合物、ベンジジン及び

物（硫化水銀を除く。）、トリレンジイソシアネート（TDI）、ナフタレン、鉛、ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。）、ニッケルカルボニル、ニトログリコール、パラジメチルアミノアゾベンゼン、パラニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水素、ベータプロピオラクトン、ベリリウム及びその化合物、ベンジジン及び

	その塩、ベンゼン、ベンゾトリクロリド、ペンタクロルフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩、マゼンタ、マンガ <u>ン及びその化合物、沃化メ          チル、溶接ヒ          ユーム、リフ          ラクトリーセ          ラミックファ          イバー、硫化          水素並びに硫          酸ジメチル</u>		その塩、ベンゼン、ベンゾトリクロリド、ペンタクロルフェノール及びそのナ <u>トリウム塩、マ          ゼンタ、マン          ガン及びその          化合物（塩基          性酸化マンガ          ンを除く。）</u> 、沃化メチル、リフラク トリーセラミッ クファイバー、硫化水素並 びに硫酸ジメ チル
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第5の「1 規則別表第2第1号に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務」を次のように改める。

- 1 規則別表第2第1号に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

規則別表第2第1号に掲げる物質	検査の項目
-----------------	-------

鉛、その合金及び化合物（四アル  
キル鉛を除く。右欄において同じ  
。）

- 1 業務歴の調査
- 2 作業条件の簡易な調査
- 3 鉛、その合金及び化合物による既往歴の有無の検査並びに5及び6に掲げる項目についての既往の検査結果の調査
- 4 自覚症状等の検査  
(食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状、四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状、関節痛、筋肉痛、蒼白、易疲労感、倦怠感、睡眠障害、焦燥感等)
- 5 血液中の鉛の量の検査（ただし、前回の特別の健康診断において当該検査を受けた職員について、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略することができる。）
- 6 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査（ただし、前回の特別の健康診断において当該検査を受けた職員について、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略することができる。）
- 7 作業条件の調査（医師が必要と認める場合に限る。）
- 8 貧血検査（血色素量及び赤血球数の検査を含む貧血に関する検査をいう。以下この表において同じ。）（医師が

	<p>必要と認める場合に限る。)</p> <p>9 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>10 神経学的検査（筋力検査、運動機能検査、腱反射<small>けん</small>の検査、感覚検査等をいう。以下この表において同じ。）（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>四アルキル鉛</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 四アルキル鉛による既往歴の有無の検査並びに5及び6に掲げる項目についての既往の検査結果の調査</p> <p>4 自覚症状等の検査  （いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白<small>そう</small>、倦怠感<small>けん</small>、盗汗、頭痛、振戦、四肢の腱反射<small>けん</small>亢進<small>こう</small>、悪心、嘔吐<small>おう</small>、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状)</p> <p>5 血液中の鉛の量の検査（ただし、前回の特別の健康診断において当該検査を受けた職員について、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略することができる。）</p> <p>6 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査（ただし、前回の特別の健康診断において当該検査を受けた職員について、医師が必要でないと認めるとき</p>

	<p>は、当該検査を省略することができる。 。)</p> <p>7 作業条件の調査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>8 貧血検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>9 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>10 神経学的検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>水銀、そのアマルガム及び化合物 （有機水銀を除く。右欄において 同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 水銀、そのアマルガム及び化合物による既往歴の有無の検査 （頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等）</p> <p>5 尿中の潜血及び蛋白<sup>たん</sup>の有無の検査</p>
<p>フェニル水銀化合物</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 フェニル水銀化合物による既往歴の有無の検査 （不眠、頭痛、精神不安定感、手指の振戦等）</p> <p>4 自覚症状等の検査</p>



	<p>(不眠、頭痛、精神不安定感、手指の振戦等)</p> <p>5 尿中の潜血及び蛋白<sup>たん</sup>の有無の検査</p>
<p>アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。右欄において同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 アルキル水銀化合物による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、嗜<sup>し</sup>眠、抑鬱感、不安感、歩行失調、手指の振戦、体重減少等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、口唇又は四肢の知覚異常、関節痛、不眠、歩行失調、手指の振戦、体重減少等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
<p>マンガン及びその化合物</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 マンガン及びその化合物による既往歴の有無の検査</p> <p>(咳、痰、仮面様顔貌、膏<sup>こう</sup>顔、流涎<sup>ぜん</sup>、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(咳、痰、仮面様顔貌、膏<sup>こう</sup>顔、流涎<sup>ぜん</sup>、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常)</p>

	<p>等のパーキンソン症候群様症状)</p> <p>5 握力の測定</p>
クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 クロム酸及びその塩並びに重クロム酸及びその塩による既往歴の有無の検査  （咳、痰、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等）</p> <p>4 自覚症状等の検査  （咳、痰、胸痛等）</p> <p>5 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>6 皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影による検査（当該業務に4年以上従事した職員に限る。）</p>
カドミウム及びその化合物	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 カドミウム及びその化合物による既往歴の有無の検査  （咳、痰、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等）</p> <p>4 自覚症状等の検査</p>

	<p>(咳、痰、喉のいらいら、鼻粘膜の異常、息切れ、食欲不振、悪心、嘔吐、反復性の腹痛又は下痢、体重減少等)</p> <p>5 血液中のカドミウムの量の測定</p> <p>6 尿中のベータ2-ミクログロブリンの量の測定</p>
ベリリウム及びその化合物	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ベリリウム及びその化合物による既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、アレルギー症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (乾性咳、痰、咽頭痛、喉のいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸、息苦しさ、倦怠感、食欲不振、体重減少等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 肺活量の測定</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影による検査（1年につき少なくとも1回）</p>
<sup>ひ</sup> 砒素及びその化合物	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 砒素及びその化合物による既往歴の有無の検査</p>

	<p>(鼻粘膜の異常、呼吸器症状、口内炎、下痢、便秘、体重減少、知覚異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、食欲不振、体重減少、知覚異常等)</p> <p>5 鼻粘膜の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査</p> <p>6 皮膚炎、色素沈着、色素脱失、角化等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影による検査(当該業務に5年以上従事した職員に限る。)</p> <p>8 アルシンについては、貧血検査</p>
<p>りん及びその化合物(有機りん剤を除く。右欄において同じ。)</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 りん及びその化合物による既往歴の有無の検査 (倦怠感、食欲不振、貧血、黄疸、体重減少等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (倦怠感、食欲不振、貧血、黄疸、体重減少等)</p> <p>5 口腔の検査 (口腔粘膜の炎症及び歯牙の障害)</p> <p>6 エックス線直接撮影を含む顎骨の検査(医師が必要と認める場合に限る。)</p>

<p>有機りん剤（ジメチルー二・二-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）を除く。右欄において同じ。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 有機りん剤による既往歴の有無の検査 （多汗、縮瞳、眼瞼及び顔面の筋線維束攣縮等）</li> <li>4 自覚症状等の検査 （多汗、縮瞳、眼瞼及び顔面の筋線維束攣縮等）</li> <li>5 血清コリンエステラーゼ活性値の測定</li> </ol>
<p>ジメチルー二・二-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>3 ジメチルー二・二-ジクロロビニルホスフェイト（DDVP）による既往歴の有無の検査 （皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束攣縮、悪心、下痢等）（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>4 自覚症状等の検査 （皮膚炎、縮瞳、流涙、唾液分泌過多、めまい、筋線維束攣縮、悪心、下痢等）（皮膚炎、縮瞳、流涙等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務</li> </ol>

	<p>に現に従事する職員に限る。)</p> <p>5 血清コリンエステラーゼ活性値の測定（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p>
シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウム	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の調査</p> <p>3 シアン化カリウム、シアン化水素及びシアン化ナトリウムによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、疲労感、倦怠感<sup>けん</sup>、結膜充血、異味、胃腸症状等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭重、頭痛、疲労感、倦怠感<sup>けん</sup>、結膜充血、異味、胃腸症状等）</p>
アクリロニトリル	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 アクリロニトリルによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感<sup>けん</sup>、易疲労感、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>、鼻出血等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭重、頭痛、上気道刺激症状、全身倦怠感<sup>けん</sup>、易疲労感、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>、鼻出血等）</p>
トリレンジイソシアネート（TDI）	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 トリレンジイソシアネート（TDI）</p>

	<p>) による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、咳、痰、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は喉頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、咳、痰、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は咽頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
<p>メチレンジフェニルジイソシアネート (MDI)</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 メチレンジフェニルジイソシアネート (MDI) による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、咳、痰、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は喉頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、眼の痛み、鼻の痛み、咽頭痛、咽頭部違和感、咳、痰、胸部圧迫感、息切れ、胸痛、呼吸困難、全身倦怠感、眼、鼻又は喉頭の粘膜の炎症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p>

	<p>症、体重減少、アレルギー性喘息等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
オルトーフタロジニトリル	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 てんかん様発作の既往歴の有無の検査</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭重、頭痛、もの忘れ、不眠、倦怠感、悪心、食欲不振、顔面蒼白、手指の振戦等)</p>
塩素	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 塩素による既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、上気道刺激症状、流涙、角膜の異常、視力障害、歯の変化等)</p>
フッ化水素	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 フッ化水素による既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (眼、鼻又は口腔の粘膜の炎症、歯牙の変色等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
ヨウ素及びその化合物	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 ヨウ素及びその化合物による既往歴の</p>



	<p>有無の検査</p> <p>(流涙、眼の痛み、咳、鼻汁過多、頭重、頭痛、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(流涙、眼の痛み、咳、鼻汁過多、頭重、頭痛、めまい、眠気、悪心、嘔吐、倦怠感、目のかすみ等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 バセドウ病様症状の検査</p>
一酸化炭素	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 一酸化炭素による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭痛、もの忘れ、疲労感、めまい、精神不安定感等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭痛、もの忘れ、疲労感、めまい、精神不安定感等)</p> <p>5 視野狭窄<small>さく</small>の検査</p>
二酸化硫黄	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 二酸化硫黄による既往歴の有無の検査</p> <p>(咳、痰、嗄声、眼の刺激、食欲不振、便秘等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(咳、痰、嗄声、眼の刺激、食欲不振)</p>

	、便秘等)
硫化水素及びメルカプタン類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 硫化水素及びメルカプタン類による既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (頭痛、不眠、易疲労感、めまい、易興奮性、悪心、咳、上気道刺激症状、胃腸症状、結膜及び角膜の異常、歯牙の変化等)</li> </ol>
二硫化炭素	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 二硫化炭素による既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、不眠、焦燥感、めまい、下肢の倦怠感又はしびれ感、食欲不振等胃の異常症状、眼の痛み、神経痛等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (頭重、頭痛、不眠、焦燥感、めまい、下肢の倦怠感又はしびれ感、食欲不振等胃の異常症状、眼の痛み、神経痛等)</li> <li>5 眼底検査</li> <li>6 貧血検査 (医師が必要と認める場合に限る。)</li> <li>7 A S T等検査 (血清アスパラギン酸</li> </ol>

	<p>アミノトランスフェラーゼ(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ-GT)の検査をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>を含む肝機能検査(医師が必要と認める場合に限る。)</p> <p>8 腎機能検査(尿中<sup>たん</sup>蛋白量、尿中糖量及び尿比重の検査、尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査等をいう。以下この表において同じ。)</p> <p>(医師が必要と認める場合に限る。)</p> <p>9 神経学的検査(医師が必要と認める場合に限る。)</p> <p>10 心電図検査(医師が必要と認める場合に限る。)</p>
ベンゼン	<p>1 業務歴の調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 ベンゼンによる既往歴の有無の検査(頭重、頭痛、めまい、心悸<sup>きこ</sup>亢進<sup>けん</sup>、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等)</p> <p>4 自覚症状等の検査(頭重、頭痛、めまい、心悸<sup>きこ</sup>亢進<sup>けん</sup>、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等)</p> <p>5 赤血球数等の赤血球系の血液検査</p>

	6 白血球数の検査
フェノール	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 フェノールによる既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振、出血傾向等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭重、頭痛、めまい、心悸亢進、倦怠感、四肢のしびれ、食欲不振等)</p> <p>5 赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>6 白血球数の検査</p>
アルファーナフチルアミン及びその塩	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 アルファーナフチルアミン及びその塩による既往歴の有無の検査 (頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭痛、悪心、めまい、昏迷、倦怠感、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</p>

	<p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>ベーターナフチルアミン及びその塩</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ベーターナフチルアミン及びその塩による既往歴の有無の検査 （頭痛、悪心、めまい、昏迷<sup>こん</sup>、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白<sup>そう</sup>、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が</p>

	必要と認める場合に限る。)
オルトートリジン及びその塩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>3 オルトートリジン及びその塩による既往歴の有無の検査 （眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等）</li> <li>4 自覚症状等の検査 （眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等）</li> <li>5 尿中の潜血検査</li> <li>6 尿沈渣<sup>さ</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> </ol>
オルトートルイジン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>3 オルトートルイジンによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠<sup>けん</sup>感、顔面蒼白<sup>そう</sup>、チアノーゼ、心悸亢進<sup>きこう</sup>、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等）  （頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状</li> </ol>

	<p>にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、疲労感、倦怠感、顔面蒼白、チアノーゼ、心悸亢進、尿の着色等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 尿中のオルトートルイジンの量の測定、尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパニコラ法による細胞診の検査(尿中のオルトートルイジンの量の測定にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)(医師が必要と認める場合に限る。)</p>
<p>ジアニシジン及びその塩</p>	<p>1 業務歴の調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 ジアニシジン及びその塩による既往歴の有無の検査</p> <p>(皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p>

	<p>(皮膚の刺激症状、粘膜刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 (医師が必要と認める場合に限る。)</p>
ジクロルベンジジン及びその塩	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 ジクロルベンジジン及びその塩による既往歴の有無の検査 (頭痛、めまい、咳、呼吸器<sup>せき</sup>の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭痛、めまい、咳、呼吸器の刺激症状、咽頭痛、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 (医師が必要と認める場合に限る。)</p>
マゼンタ	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事</p>



	<p>する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 マゼンタによる既往歴の有無の検査（血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>4 自覚症状等の検査（血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。)</p>
ベンジジン及びその塩	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 ベンジジン及びその塩による既往歴の有無の検査（血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>4 自覚症状等の検査（血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。)</p>
オーラミン	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事</p>

	<p>する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 オーラミンによる既往歴の有無の検査 (血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査 (医師が必要と認める場合に限る。)</p>
<p>芳香族ニトロ化合物及び芳香族アミノ化合物 (アルファーナフチルアミン及びその塩、ベーターナフチルアミン及びその塩、オルトトリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ジクロルベンジジン及びその塩、マゼンタ、ベンジジン及びその塩、オーラミン、パラジメチルアミノアゾベンゼン、パラニトロクロルベンゼン、四一アミノジフェニル及びその塩並びに四一ニトロジフェニル及びその塩を除く。右欄において同じ。)</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 芳香族ニトロ化合物及び芳香族アミノ化合物による既往歴の有無の検査 (顔面蒼<sup>そう</sup>白、貧血、チアノーゼ、胃腸障害、体重減少、めまい、不眠、耳鳴り、無力感等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (顔面蒼白、貧血、チアノーゼ、胃腸障害、体重減少、めまい、不眠、耳鳴り、無力感等)</p> <p>5 赤血球数等の赤血球系の血液検査</p> <p>6 白血球数の検査</p>
<p>パラジメチルアミノアゾベンゼン</p>	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p>

	<p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 パラージメチルアミノアゾベンゼンによる既往歴の有無の検査 （咳、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （咳、咽頭痛、喘鳴、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、血尿、頻尿、排尿痛等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>6 尿中の潜血検査</p> <p>7 尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>パラニトロクロルベンゼン</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 パラニトロクロルベンゼンによる既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心悸亢進、尿の着色等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭重、頭痛、めまい、倦怠感、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、貧血、心</p>

	<p>悸亢進、尿の着色等)</p>
<p>四一アミノジフェニル及びその塩</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 四一アミノジフェニル及びその塩による既往歴の有無の検査 (頭痛、めまい、眠気、倦怠感<sup>けん</sup>、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白<sup>そう</sup>、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (頭痛、めまい、眠気、倦怠感<sup>けん</sup>、呼吸器の刺激症状、疲労感、顔面蒼白<sup>そう</sup>、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</li> <li>5 尿中の潜血検査</li> <li>6 尿沈渣<sup>き</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査(医師が必要と認める場合に限る。)</li> </ol>
<p>四一ニトロジフェニル及びその塩</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 四一ニトロジフェニル及びその塩による既往歴の有無の検査 (頭痛、めまい、眠気、倦怠感<sup>けん</sup>、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白<sup>そう</sup>、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (頭痛、めまい、眠気、倦怠感<sup>けん</sup>、呼吸</li> </ol>

	<p>器の刺激症状、眼の刺激症状、疲労感、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 尿沈渣<sup>せき</sup>検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>芳香族炭化水素のハロゲン置換体（三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン、ベンゾトリクロリド、ペンタクロルフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩、オルト-ジクロルベンゼン並びにクロルベンゼンを除く。右欄において同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 芳香族炭化水素のハロゲン置換体による既往歴の有無の検査（咳、痰、咽頭痛、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振、甘味嗜好、多汗、発熱、動悸、眼の痛み等）</p> <p>4 自覚症状等の検査（咳、痰、咽頭痛、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振、甘味嗜好、多汗、発熱、動悸、眼の痛み等）</p> <p>5 尿中の蛋白<sup>たん</sup>の有無の検査</p> <p>6 貧血検査</p> <p>7 AST等検査を含む肝機能検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>8 腎機能検査</p> <p>9 神経学的検査</p>
<p>三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタン</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p>

	<p>3 三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンによる既往歴の有無の検査  (上腹部の異常感、倦怠感、咳、痰、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (上腹部の異常感、倦怠感、咳、痰、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等)</p> <p>5 尿中の潜血検査</p> <p>6 尿中の三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査又は尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査(尿中の三・三'-ジクロロ-四・四'-ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)(医師が必要と認める場合に限る。)</p> <p>7 AST等検査を含む肝機能検査(医師が必要と認める場合に限る。)</p> <p>8 腎機能検査(6に定める尿沈渣検鏡の検査を除く。)(医師が必要と認める場合に限る。)</p>
ベンゾトリクロリド	<p>1 業務歴の調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査(当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 ベンゾトリクロリドによる既往歴の</p>

	<p>有無の検査  (咳、痰、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (咳、痰、胸痛、鼻汁、鼻出血、嗅覚脱失、副鼻腔炎、鼻ポリープ、頸部等のリンパ節の肥大等)</p> <p>5 ゆうぜい、色素沈着等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 胸部のエックス線直接撮影による検査（当該業務に3年以上従事した職員に限る。）</p>
<p>ペンタクロルフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 ペンタクロルフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩による既往歴の有無の検査  (咳、痰、咽頭痛、喉のいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、発熱、心悸亢進、眼の痛み、皮膚搔痒感等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (咳、痰、咽頭痛、喉のいらいら、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、食欲不振等の胃腸症状、甘味嗜好、多汗、眼の痛み、皮膚搔痒感等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 血圧の測定</li> <li>7 尿中の糖の有無の検査</li> </ul>
塩素化ビフェニル（PCB）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 塩素化ビフェニル（PCB）による既往歴の有無の検査 （皮膚症状、肝障害等）</li> <li>4 自覚症状等の検査 （食欲不振、脱力感等）</li> <li>5 毛嚢性挫瘡、皮膚の黒変等の皮膚所見の有無の検査</li> </ul>
脂肪族炭化水素のハロゲン置換体 （塩化ビニル、一・二ジクロロプロパン、クロロホルム、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン（二塩化エチレン）、一・一・二・二テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）、ジクロロメタン（二塩化メチレン）、テトラクロロエチレン（パークロルエチレン）、トリクロロエチレン、臭化メチル、一・一・一トリクロロエタン及び一・二ジクロロエチレン（二塩化アセチレン）を除く。右欄において同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 脂肪族炭化水素のハロゲン置換体による既往歴の有無の検査 （疲労感、めまい、吐気等）</li> <li>4 自覚症状等の検査 （疲労感、めまい、吐気等）</li> <li>5 尿中の蛋白の有無の検査</li> <li>6 貧血検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> <li>7 AST等検査を含む肝機能検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> <li>8 腎機能検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> <li>9 神経学的検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> </ul>
塩化ビニル	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事</li> </ul>



	<p>する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 塩化ビニルによる既往歴の有無の検査  (全身倦怠感、易疲労感、食欲不振、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の蒼白、疼痛又は知覚異常、肝疾患等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (頭痛、めまい、耳鳴り、全身倦怠感、易疲労感、不定の上腹部症状、黄疸、黒色便、手指の疼痛又は知覚異常等)</p> <p>5 肝又は脾の腫大の有無の検査</p> <p>6 血清ビリルビン、血清アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、血清アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、アルカリホスファターゼ等の肝機能検査</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影による検査 (当該業務に10年以上従事した職員に限る。)</p>
<p>一・二—ジクロロプロパン</p>	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 一・二—ジクロロプロパンによる既</p>

	<p>往歴の有無の検査</p> <p>(眼の痛み、発赤、咳、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等) (眼の痛み、発赤、咳等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(眼の痛み、発赤、咳、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等) (眼の痛み、発赤、咳等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>5 血清総ビリルビンの検査、AST等検査及びアルカリホスファターゼの検査</p>
クロロホルム	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 クロロホルムによる既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、知覚異常、眼の刺激症状、</p>

	<p>上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 AST等検査</p>
<p>四塩化炭素</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 四塩化炭素による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 AST等検査</p>
<p>一・二ジクロロエタン (二塩化エチレン)</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 一・二ジクロロエタン (二塩化エチレン) による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>

	6 AST等検査
一・一・二・二一テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 一・一・二・二一テトラクロロエタン（四塩化アセチレン）による既往歴の有無の検査 （頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 AST等検査</p>
ジクロロメタン（二塩化メチレン）	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ジクロロメタン（二塩化メチレン）による既往歴の有無の検査 （集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感<sup>けん</sup>、悪心、嘔吐<sup>おう</sup>、黄疸<sup>だん</sup>、体重減少、上腹部痛等）（集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>4 自覚症状等の検査</p>

	<p>(集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等) (集中力の低下、頭重、頭痛等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>5 血清総ビリルビンの検査、AST等検査及びアルカリホスファターゼの検査</p>
<p>テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 テトラクロロエチレン (パークロロエチレン) による既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 尿中のトリクロロ酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>7 AST等検査</p> <p>8 尿中の潜血検査</p>
<p>トリクロロエチレン</p>	<p>1 業務歴の調査</p>

	<p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 トリクロロエチレンによる既往歴の有無の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、傾眠、振戦、知覚異常、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定</p> <p>7 A S T等検査</p> <p>8 尿中の潜血検査又は腹部の超音波による検査若しくは尿路造影検査等の画像検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
臭化メチル	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 臭化メチルによる既往歴の有無の検査  (頭重、頭痛、めまい、流涙、鼻炎、咽喉痛、咳、食欲不振、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進)</p>

	<p>、歩行困難等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭重、頭痛、めまい、食欲不振、四肢のしびれ、視力低下、記憶力低下、発語障害、腱反射亢進、歩行困難等)</p> <p>5 皮膚所見の有無の検査</p>
<p>コールタール</p>	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 コールタールによる既往歴の有無の検査 (胃腸症状、呼吸器症状、皮膚症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (食欲不振、咳、痰、<sup>せき</sup>、<sup>たん</sup>、眼の痛み等)</p> <p>5 露出部分の皮膚炎、にきび様変化、黒皮症、いぼ、潰瘍、ガス斑等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 胸部のエックス線直接撮影による検査 (当該業務に5年以上従事した職員に限る。)</p>
<p>エチレンイミン</p>	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 エチレンイミンによる既往歴の有無の検査</p>

	<p>(頭痛、咳、痰、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭痛、咳、痰、胸痛、嘔吐、粘膜刺激症状等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
<p>ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物質に限る。右欄において同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ニッケル化合物による皮膚、気道等に係る既往歴の有無の検査</p> <p>4 皮膚、気道等に係る自覚症状等の検査</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
<p>ニッケルカルボニル</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ニッケルカルボニルによる既往歴の有無の検査 (頭痛、めまい、悪心、嘔吐、咳、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (頭痛、めまい、悪心、嘔吐、咳、胸痛、呼吸困難、皮膚搔痒感、鼻粘膜の異常等)</p>



	5 胸部のエックス線直接撮影による検査（1年につき少なくとも1回）
五酸化バナジウム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 五酸化バナジウムによる既往歴の有無の検査 (呼吸器症状等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、胸痛、呼吸困難、手指の振戦、皮膚の蒼白、舌の緑着色、指端の手掌部の角化等)</li> <li>5 肺活量の測定</li> <li>6 血圧の測定</li> </ol>
ビス（クロロメチル）エーテル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>3 ビス（クロロメチル）エーテルによる既往歴の有無の検査 (咳、痰、胸痛、体重減少等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、胸痛、体重減少等)</li> <li>5 胸部のエックス線直接撮影による検査（当該業務に3年以上従事した職員に限る。）</li> </ol>
アクリルアミド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 アクリルアミドによる既往歴の有無</li> </ol>

	<p>の検査 （手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
クロロメチルメチルエーテル	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 クロロメチルメチルエーテルによる既往歴の有無の検査 （咳、痰、胸痛、体重減少等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （咳、痰、胸痛、体重減少等）</p> <p>5 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
ニトログリコール	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 ニトログリコールによる既往歴の有無の検査 （頭痛、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感、神経痛、脱力感等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （頭重、頭痛、肩凝り、胸部違和感、心臓症状、四肢末端のしびれ感、冷感</p>

	<p>、神経痛、脱力感、胃腸症状等)</p> <p>5 血圧の測定</p> <p>6 赤血球数等の赤血球系の血液検査</p>
ベータープロピオラクトン	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ベータープロピオラクトンによる既往歴の有無の検査 (<sup>せき</sup>咳、<sup>たん</sup>痰、胸痛、体重減少等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、胸痛、体重減少等)</p> <p>5 露出部分の皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>
硫酸ジメチル	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 硫酸ジメチルによる既往歴の有無の検査 (呼吸器症状、眼の症状、皮膚症状等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (<sup>せき</sup>咳、<sup>たん</sup>痰、<sup>き</sup>嗄声、流涙、結膜及び角膜の異常、脱力感、胃腸症状等)</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 尿中の<sup>たん</sup>蛋白の有無の検査</p>
石綿	<p>1 業務歴の調査</p>

	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 石綿による既往歴の有無の検査 (咳、痰、息切れ、胸痛等)</li> <li>3 自覚症状等の検査 (咳、痰、息切れ、胸痛等)</li> <li>4 胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>5 胸部のCTによる検査 (医師が必要と認める場合に限る。)</li> </ol>
ホルムアルデヒド	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 ホルムアルデヒドによる既往歴の有無の検査 (咳、痰、流涙、咽頭部違和感等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (咳、痰、流涙、咽頭部違和感等)</li> <li>5 眼、鼻腔及び咽喉の粘膜の炎症並びに皮膚の炎症の検査</li> </ol>
一・一—ジメチルヒドラジン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</li> <li>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</li> <li>3 一・一—ジメチルヒドラジンによる既往歴の有無の検査 (眼の痛み、咳、咽頭痛等)</li> <li>4 自覚症状等の検査 (眼の痛み、咳、咽頭痛等)</li> </ol>
酸化プロピレン	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</li> </ol>

	<p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 酸化プロピレンによる既往歴の有無の検査 （眼の痛み、咳、咽頭痛、皮膚の刺激等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （眼の痛み、咳、咽頭痛等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p>
インジウム化合物	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 インジウム化合物による既往歴の有無の検査 （咳、痰、息切れ等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （咳、痰、息切れ等）</p> <p>5 血清インジウムの量の測定</p> <p>6 血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影又は胸部のCTによる検査（規則第19条第1項の規定による健康診断におけるものに限る。）</p>
エチルベンゼン	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に</p>

	<p>現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 エチルベンゼンによる既往歴の有無の検査 (眼の痛み、発赤、咳、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (眼の痛み、発赤、咳、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等)</p> <p>5 尿中のマンデル酸の量の測定 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p>
コバルト及びその無機化合物	<p>1 業務歴の調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>2 作業条件の簡易な調査 (当該業務に現に従事する職員に限る。)</p> <p>3 コバルト及びその無機化合物による既往歴の有無の検査 (咳、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等)</p> <p>4 自覚症状等の検査 (咳、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等)</p>
一・四一ジオキサン	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 一・四一ジオキサンによる既往歴の有無の検査 (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p>

	<p>4 自覚症状等の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、けいれん、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 A S T等検査</p>
<p>スチレン</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 スチレンによる既往歴の有無の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<sup>おう</sup>眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、<sup>けい</sup>頸部等のリンパ節の腫大の有無等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、眼の刺激症状、皮膚又は粘膜の異常、頸部等のリンパ節の腫大の有無等)</p> <p>5 尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定</p> <p>6 白血球数及び白血球分画の検査</p> <p>7 A S T等検査</p>
<p>メチルイソブチルケトン</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 メチルイソブチルケトンによる既往歴の有無の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、<sup>おう</sup>眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>4 自覚症状等の検査  (頭重、頭痛、めまい、悪心、嘔吐、</p>

	<p>眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等)</p> <p>5 尿中のメチルイソブチルケトンの量の測定（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>ナフタレン</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 ナフタレンによる既往歴の有無の検査</p> <p>（眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等）（眼の痛み、流涙、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>（眼の痛み、流涙、眼のかすみ、羞明、視力低下、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等）（眼の痛み、流涙、咳、痰、咽頭痛、頭痛、食欲不振、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（</p>



	<p>当該業務に現に従事する職員に限る。 )</p> <p>6 尿中の潜血検査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p>
<p>リフラクトリーセラミックファイバー</p>	<p>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>3 喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査</p> <p>4 リフラクトリーセラミックファイバーによる既往歴の有無の検査 （咳、痰、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み、皮膚の刺激等）（眼の痛み、皮膚の刺激等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>5 自覚症状等の検査 （咳、痰、息切れ、呼吸困難、胸痛、呼吸音の異常、眼の痛み等）（眼の痛み等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>6 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</p> <p>7 胸部のエックス線直接撮影による検査</p>

<p>三酸化二アンチモン</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>2 作業条件の簡易な調査（当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>3 三酸化二アンチモンによる既往歴の有無の検査  （咳、痰、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等）（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>4 自覚症状等の検査  （咳、痰、頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等）（頭痛、嘔吐、腹痛、下痢、アンチモン皮膚疹等の皮膚症状等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に現に従事する職員に限る。）</li> <li>5 尿中のアンチモンの量の測定（当該業務に現に従事する職員に限り、医師が必要と認める場合に限る。）</li> <li>6 心電図検査（医師が必要と認める場合に限る。）</li> </ol>
<p>溶接ヒューム</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務歴の調査</li> <li>2 作業条件の簡易な調査</li> <li>3 溶接ヒュームによる既往歴の有無の検査</li> </ol>

	<p>(咳、痰、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(咳、痰、仮面様顔貌、膏顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状)</p> <p>5 握力の測定</p>
<p>有機溶剤（前各欄に掲げる物質に含まれる有機溶剤を除く。右欄において同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 有機溶剤による既往歴の有無の検査</p> <p>(頭重、頭痛、悪心、嘔吐、不眠、焦燥感、めまい、四肢倦怠感、食欲不振、腹痛等)</p> <p>4 自覚症状等の検査</p> <p>(頭重、頭痛、悪心、嘔吐、不眠、焦燥感、めまい、四肢倦怠感、食欲不振、腹痛等)</p> <p>5 次に掲げる有機溶剤等については、それぞれ次に定める検査（ただし、前回の特別の健康診断において(3)から(7)までに定める検査のうち尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を受けた職員については、医師が必要でないと認めるときは、当該検査を省略することができる。）</p>

(1) 次に掲げる有機溶剤等 血色素量  
及び赤血球数の検査

ア エチレングリコールモノエチル  
エーテル（セロソルブ）

イ エチレングリコールモノエチル  
エーテルアセテート（セロソルブ  
アセテート）

ウ エチレングリコールモノノル  
マルーブチルエーテル（ブチルセ  
ロソルブ）

エ エチレングリコールモノメチル  
エーテル（メチルセロソルブ）

オ アからエまでに掲げる有機溶剤  
のいずれかをその重量の5パーセ  
ントを超えて含有する物

(2) 次に掲げる有機溶剤等 A S T 等  
検査

ア 一・二ジクロルエチレン（二  
塩化アセチレン）

イ オルトージクロルベンゼン

ウ クレゾール

エ クロルベンゼン

オ アからエまでに掲げる有機溶剤  
のいずれかをその重量の5パーセ  
ントを超えて含有する物

(3) 次に掲げる有機溶剤等 尿中のメ  
チル馬尿酸の量の検査

ア キシレン

イ アに掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物

(4) 次に掲げる有機溶剤等 AST等検査及び尿中のN-メチルホルムアミドの量の検査

ア N・N-ジメチルホルムアミド  
イ アに掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物

(5) 次に掲げる有機溶剤等 尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の検査

ア 一・一・一-トリクロルエタン  
イ アに掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物

(6) 次に掲げる有機溶剤等 尿中の馬尿酸の量の検査

ア トルエン  
イ アに掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する物

(7) 次に掲げる有機溶剤等 尿中の二・五-ヘキサンジオンの量の検査

ア ノルマルヘキサン  
イ アに掲げる有機溶剤をその重量の5パーセントを超えて含有する

	<p style="text-align: center;">物</p> <p>6 貧血検査（医師が必要と認める場合に限り、5(1)に定める検査を行う場合にあつては、血色素量及び赤血球数の検査を除く。）</p> <p>7 A S T等検査を含む肝機能検査（医師が必要と認める場合に限り、5(2)又は(4)に定める検査を行う場合にあつては、A S T等検査を除く。）</p> <p>8 腎機能検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p> <p>9 神経学的検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
<p>酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質（エチレンオキシドを除く。右欄において同じ。）</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 酸、アルカリその他の刺激性物質及び腐食性物質による既往歴の有無の検査  （咳、痰、<small>せき たん さ</small> 嗄声、流涙等）</p> <p>4 自覚症状等の検査  （咳、痰、<small>せき たん さ</small> 嗄声、流涙等）</p> <p>5 眼及び口腔の粘膜の炎症、皮膚の炎症、歯牙の酸しよく等の検査</p>
<p>エチレンオキシド</p>	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 エチレンオキシドによる既往歴の有無の検査  （眼の刺激、気道の刺激、皮膚の刺激</p>

	<p>、皮膚の浮腫、皮膚の紅斑、皮膚感作 、気道感作（喘息<sup>ぜん</sup>）等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （眼の刺激、気道の刺激、皮膚の刺激 、皮膚の浮腫、皮膚の紅斑、皮膚感作 、気道感作（喘息）等）</p> <p>5 リンパ・造血器系及び乳房の検査（ 医師が必要と認める場合に限る。）</p>
有機性粉じんその他アレルギーとなるおそれのある物質	<p>1 業務歴の調査</p> <p>2 作業条件の簡易な調査</p> <p>3 有機性粉じんその他アレルギーとなるおそれのある物質による既往歴の有無の検査 （咳<sup>せき</sup>、痰<sup>たん</sup>等）</p> <p>4 自覚症状等の検査 （咳、痰等）</p> <p>5 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査</p> <p>6 胸部のCTによる検査（医師が必要と認める場合に限る。）</p>
備考 この表に掲げる検査の結果、作業条件の調査又は当該検査以外の検査が必要と認められる職員に対しては、それぞれ所要の調査又は検査を行うものとする。	

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲み又は傍線を付した部分のように改める。

改正後

別紙第4の2 特別健康管理手帳の様式  
(その1)

(3頁)

申請前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、 <small>こん</small> 昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（ ）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
<small>ぼうこう</small> 膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	

改正前

別紙第4の2 特別健康管理手帳の様式  
(その1)

(3頁)

申請前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、 <small>ひん</small> 血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難
<small>さ</small> 尿沈渣検鏡	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞
細胞診 <small>(パニコラ法)</small>	陰性、疑陽性、陽性
<small>ぼうこう</small> 膀胱鏡検査	なし、充血、貧血、腫脹、出血、 <small>ほんこん</small> 瘻痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍
<small>じんろう</small> 腎盂撮影検査	異常陰影あり、なし 影



(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

健	年月日		年 月 日	年 月 日
	項目			
康	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他( )	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他( )	
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他( )	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他( )	
診	尿中の潜血検査			
	尿沈渣検鏡の検査			
	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査			
断	判定	異常なし、要再検( )、要追加健診( )	異常なし、要再検( )、要追加健診( )	
	医療機関名及び医師名			
追	年月日		年 月 日	年 月 日
	項目			
健	膀胱鏡検査			
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査			
診	判定	異常なし、要再検項目( )、要療養	異常なし、要再検項目( )、要療養	
	医療機関名及び医師名			

(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

健	年月日		年 月 日	年 月 日
	項目			
康	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難	
診	尿沈渣検鏡異常	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞	
	細胞診(パパニコラ法)	陰性、疑陽性、陽性	陰性、疑陽性、陽性	
	判定	異常なし、要再検、要追加健診	異常なし、要再検、要追加健診	
断	医療機関名及び医師名			
	追	年月日		年 月 日
項目				
健	膀胱鏡検査	なし、充血、貧血、腫脹、出血、癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍	なし、充血、貧血、腫脹、出血、癒痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍	
	腎盂撮影検査	異常陰影あり なし	異常陰影あり なし	
診	判定	異常なし、要再検項目( )、要療養	異常なし、要再検項目( )、要療養	
	医療機関名及び医師名			

(その5)


(3頁)

申請前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴

年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、 その他（ ）
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
<u>胸部のCT</u> による検査	
かくたん 喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

(その5)


(3頁)

申請前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴



年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果



年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、 その他（ ）
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
<u>特殊なエック</u> <u>ス線撮影に</u> よる検査	
かくたん 喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

項目	年月日	年 月 日	年 月 日
	既往歴		なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )
自覚症状及び 他覚症状		なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )	なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )
胸部の 工線撮 部の直 影による 検査			
判定		異常なし、 要再検査( )、 要追加健診( )	異常なし、 要再検査( )、 要追加健診( )
医療機関名及び 医師名			
項目	年月日	年 月 日	年 月 日
	胸部のC.T. による検査		
喀痰の 細胞診			
気管支 鏡検査			
判定		異常なし、 要再検査項目( )、 要療養	異常なし、 要再検査項目( )、 要療養
医療機関名及び 医師名			

(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

項目	年月日	年 月 日	年 月 日
	既往歴		なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )
自覚症状及び 他覚症状		なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )	なし、せき、たん、息切れ、 胸痛、その他( )
胸部の 工線撮 部の直 影による 検査			
判定		異常なし、 要再検査( )、 要追加健診( )	異常なし、 要再検査( )、 要追加健診( )
医療機関名及び 医師名			
項目	年月日	年 月 日	年 月 日
	特殊な 工線撮 影による 検査		
喀痰の 細胞診			
気管支 鏡検査			
判定		異常なし、 要再検査項目( )、 要療養	異常なし、 要再検査項目( )、 要療養
医療機関名及び 医師名			

(その6)

(3頁)

申請前の1・2-ジクロロプロパンに係る疾病の既往歴及び治療歴

年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、 皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛、 その他（ ）
血清総ビリルビン	
<u>A S T</u>	
<u>A L T</u>	
<u>γ - G T</u>	
A L - P	
腹部の超音波による検査等の画像検査	
CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査	
赤血球系の血液検査	
血清間接ビリルビン	

(その6)

(3頁)

申請前の1・2-ジクロロプロパンに係る疾病の既往歴及び治療歴

年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、 皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛、 その他（ ）
血清総ビリルビン	
<u>G O T</u>	
<u>G P T</u>	
<u>γ - G T P</u>	
A L - P	
腹部の超音波による検査等の画像検査	
CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査	
赤血球系の血液検査	
血清間接ビリルビン	

(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

		年月日	
項目		年 月 日	年 月 日
健	既往歴	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )
	自覚症状及び他覚症状	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )
診	血清総ビリルビン		
	A S T		
	A L T		
	γ - G T		
	A L P		
断	判定	異常なし、 要再検( )、 要追加健診( )	異常なし、 要再検( )、 要追加健診( )
	医療機関名及び医師名		
		年月日	
項目		年 月 日	年 月 日
追 加 健	腹部の超音波による検査 等の画像検査		
	C A 19-9等の血液中 の腫瘍マーカーの検査		
診 断	判定	異常なし、 要再検項目( )、 要療養	異常なし、 要再検項目( )、 要療養
	医療機関名及び医師名		

(4頁以降の頁(最後の頁を除く。))

		年月日	
項目		年 月 日	年 月 日
健	既往症	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )
	自覚症状及び他覚症状	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )	なし、悪心、嘔吐、黄疸、 体重減少、上腹部痛、 その他( )
診	血清総ビリルビン		
	G O T		
	G P T		
	γ - G T P		
	A L P		
断	判定	異常なし、 要再検( )、 要追加健診( )	異常なし、 要再検( )、 要追加健診( )
	医療機関名及び医師名		
		年月日	
項目		年 月 日	年 月 日
追 加 健	腹部の超音波による検査 等の画像検査		
	C A 19-9等の血液 中の腫瘍マーカーの 検査		
診 断	判定	異常なし、 要再検項目( )、 要療養	異常なし、 要再検項目( )、 要療養
	医療機関名及び医師名		

別紙第4の3 特別健康管理手帳交付申請書の様式及び記入要領

1 様式

(その1) 特別健康管理手帳（ベンジジン等）の交付申請書  
(略)

申請前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、 <small>ふそ</small> 昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（ ）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のババニコラ法による細胞診の検査	
<small>ぼうこう</small> 膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	

別紙第4の3 特別健康管理手帳交付申請書の様式及び記入要領

1 様式

(その1) 特別健康管理手帳（ベンジジン等）の交付申請書  
(略)

申請前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果


年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、排尿困難
<small>さ</small> 尿沈渣検鏡	異常細胞なし、赤血球、白血球、上皮細胞
細胞診 <small>(ババニコラ法)</small>	陰性、疑陽性、陽性
<small>ぼうこう</small> 膀胱鏡検査	なし、充血、貧血、 <small>ちよう</small> 腫脹、出血、 <small>はん</small> 癬痕、潰瘍、ポリープ、腫瘍
<small>う</small> 腎盂撮影検査	異常陰診あり、なし 影

(その5) 特別健康管理手帳（石綿）の交付申請書  
（略）

申請前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	


申請前直近の健康診断の結果  
年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、 その他（                      ）
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
<u>胸部のCT</u> による検査	
かくたん 喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

(その5) 特別健康管理手帳（石綿）の交付申請書  
（略）

申請前の石綿に係る疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果  
年 月 日

自覚症状及び 他覚症状	なし、せき、たん、息切れ、胸痛、 その他（                      ）
胸部のエック ス線直接撮影 による検査	 年 月 日
<u>特殊なエック ス線撮影に よる検査</u>	
かくたん 喀痰の細胞診	
気管支鏡検査	

(その6) 特別健康管理手帳(1・2-ジクロロプロパン)の交付申請書  
(略)

申請前の1・2-ジクロロプロパンに係る疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果  
年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、 <sup>く</sup> 鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、 <sup>おう</sup> 黄疸、 <sup>だん</sup> 体重減少、上腹部痛、その他( )
血清総ビリルビン	
<u>A S T</u>	
<u>A L T</u>	
<u>γ - G T</u>	
A L - P	
腹部の超音波による検査等の画像検査	
CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査	
赤血球系の血液検査	
血清間接ビリルビン	

(その6) 特別健康管理手帳(1・2-ジクロロプロパン)の交付申請書  
(略)

申請前の1・2-ジクロロプロパンに係る疾病の既往歴及び治療歴	
年月	既往歴及び治療歴
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

申請前直近の健康診断の結果  
年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、 <sup>く</sup> 鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、 <sup>おう</sup> 黄疸、 <sup>だん</sup> 体重減少、上腹部痛、その他( )
血清総ビリルビン	
<u>G O T</u>	
<u>G P T</u>	
<u>γ - G T P</u>	
A L - P	
腹部の超音波による検査等の画像検査	
CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査	
赤血球系の血液検査	
血清間接ビリルビン	



以 上